

道の駅「(仮称) まえばし」の事業に関する協定書

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

前 橋 市

## 道の駅「(仮称) まえばし」の事業に関する協定書

一般国道17号上武道路群馬県前橋市関根町地先、同市田口町地先の、道の駅「(仮称)まえばし」の設置・管理等について、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長（以下「甲」という。）と、前橋市長（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 道の駅「(仮称)まえばし」に甲と乙が設置する施設（以下「道路施設」という。）の設置・管理及び道路利用者に対する道路情報の提供等について、その実施方法を明確にし、もって「道の駅」の適性かつ円滑な運営に資することを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 この協定は、群馬県前橋市関根町地先、同市田口町地先の別添図に表示する範囲に適用する。

### （設置区分）

第3条 設置区分は次のとおりとする。

- 1) 別添図に表示する範囲のうち、赤色の区域における用地取得及び、敷地造成、建築物（公衆トイレ、情報提供施設、等）、舗装等、照明灯に係る工事は、甲が行うものとする。
- 2) 別添図に表示する範囲のうち、青色の区域における用地取得及び、敷地造成、建築物（地域振興施設、等）、舗装等、照明灯に係る工事は、乙が行うものとする。
- 3) 前項に要する費用は、甲、乙それぞれ施工を行う者が負担するものとする。
- 4) その他、必要な施設の設置が生じた場合は、甲、乙協議するものとする。

### （管理）

第4条 管理区分については、この協定締結後甲、乙協議の上、別途管理に関する覚書を締結するものとする。

### （相互協力）

第5条 甲、乙は、道路利用者の利便性向上を図るため、「道の駅」の管理運営や利用者への情報提供について相互協力を努めるものとする。

### （有効期限）

第6条 この協定の有効期限は、「道の駅」の供用が廃止または登録が抹消された日までとする。

(その他)

第7条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲、乙、協議して定めるものとする。

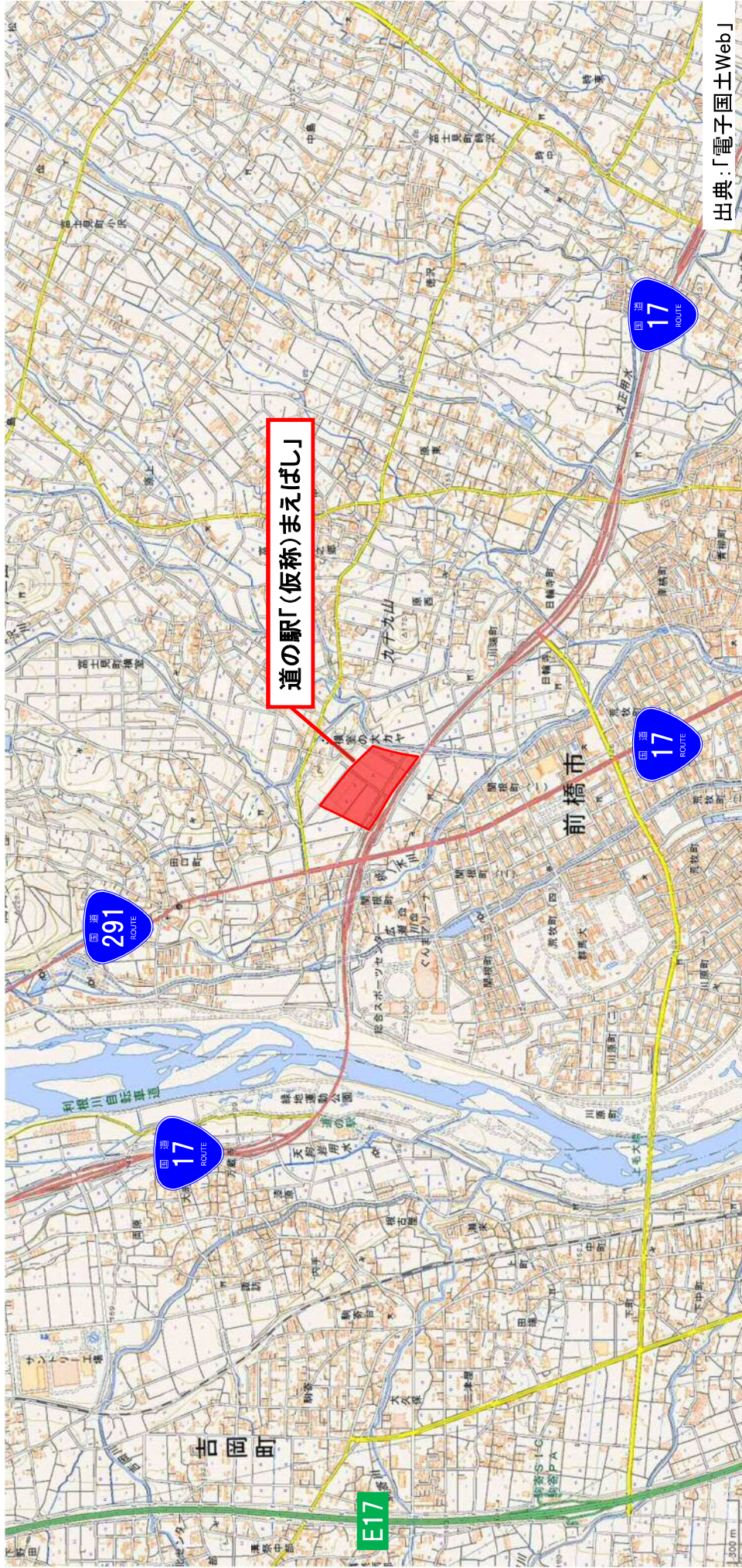
この協定の証として協定書を2通作成し、甲、乙、押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和元年 7月12日

甲 国土交通省関東地方整備局  
高崎河川国道事務所長 堤 啓

乙 前橋市  
代表者 市長 山 本 龍

# 道の駅「(仮称)まえばし」位置図



出典：「電子国土Web」

別添図

道の駅「(仮称)まえばし」施工範囲

